

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派遣労働者の数 : 0名
2. 派遣先の数 : 0社
3. 派遣料金の平均額 : 0円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 0円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マージン率 :
6. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
7. その他の事項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会

〒730-0005 広島県広島市中区西白島町24番36号

電話 : 082-502-0468

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 290名
2. 派 遣 先 の 数 : 141社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 9,773円 (1日8時間あたり)
4. 派遣会員の賃金の平均額 : 7,702円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.2%
6. 教育訓練に関する事項 : 就業に必要な各種技能講習等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 広島市事務所

〒730-0005 広島県広島市中区西白島町23番9号

電話 : 082-223-1156

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 34名
2. 派 遣 先 の 数 : 12社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,498円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,170円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.2%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 呉市事務所

〒737-0077 広島県呉市伏原一丁目4番25号

電話：0823-21-6611

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 35 名
2. 派 遣 先 の 数 : 16 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,625 円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,602 円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 19.0%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就業に必要な各種技能講習等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 竹原市事務所

〒725-0026 広島県竹原市中央四丁目7番71号

電話 : 0846-22-3331

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 68 名
2. 派 遣 先 の 数 : 20 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,770 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 9,860 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 8.4%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 三原市事務所

〒723-0016 広島県三原市宮沖五丁目9番32号

電話 : 0848-63-2266

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 71 名
2. 派 遣 先 の 数 : 20 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 9,661 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,584 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.5%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 尾道市事務所

〒722-0042 広島県尾道市久保町1701番地1

電話：0848-20-7700

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 65 名
2. 派 遣 先 の 数 : 46 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,173 円 (1 日 8 時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,057 円 (1 日 8 時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.8%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 福山市事務所

〒721-0955 広島県福山市新涯町二丁目21番30号

電話 : 084-953-5222

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 25 名
2. 派 遣 先 の 数 : 12 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,194 円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,975 円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.8%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 府中市事務所

〒726-0033 広島県府中市目崎町352番地

電話：0847-47-6120

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 72名
2. 派 遣 先 の 数 : 22社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,392円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,130円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 21.8%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就業に必要な各種技能講習等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 三次市事務所

〒728-0016 広島県三次市四拾貫町154番地1

電話：0824-62-7800

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 31 名
2. 派 遣 先 の 数 : 20 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,621 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,177 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 23.0%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 庄原市事務所

〒727-0021 広島県庄原市三日市町20番地13

電話：0824-72-1135

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 1 1 3 名
2. 派 遣 先 の 数 : 2 3 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 0, 5 2 3 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8, 2 2 5 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 2 1. 8 %
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 大竹市事務所

〒739-0623 広島県大竹市小方一丁目20番1号

電話: 0827-57-6100

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 73名
2. 派 遣 先 の 数 : 27社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,715円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,472円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.9%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 東広島市事務所

〒739-0015 広島県東広島市西条栄町9番18号

電話：082-426-4683

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 75 名
2. 派 遣 先 の 数 : 20 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 9,935 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,661 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.9%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 廿日市市事務所

〒738-0023 広島県廿日市市下平良一丁目1番5号

電話 : 0829-20-1468

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 57名
2. 派 遣 先 の 数 : 15社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 9,148円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,114円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.2%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 安芸高田市事務所

〒731-0544 広島県安芸高田市吉田町多治比611番地1

電話：0826-42-4411

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 49 名
2. 派 遣 先 の 数 : 10 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,019 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,662 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 23.5%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労 災 保 険、有 給 休 暇
 - ・ 指 定 宿 泊 施 設 会 員 割 引 制 度 等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健 康 保 険・厚 生 年 金・雇 用 保 険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 江田島市事務所

〒737-2122 広島県江田島市中央一丁目15番15号

電話 : 0823-42-5211

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 58 名
2. 派 遣 先 の 数 : 18 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 9,551 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,364 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.9%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 府中町事務所

〒735-0013 広島県安芸郡府中町浜田三丁目9番2号

電話 : 082-285-0161

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 27 名
2. 派 遣 先 の 数 : 9 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,537 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8,397 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 20.3%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし (臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 海田町事務所

〒736-0051 広島県安芸郡海田町つくも町6番3号

電話 : 082-823-2733

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 5 名
2. 派 遣 先 の 数 : 3 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1, 6 5 4 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8, 9 2 7 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 2 3. 4 %
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 安芸太田町事務所
〒731-3501 広島県山県郡安芸太田町大字加計3505番地4
電話: 0826-22-2410

令和3年7月1日

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 59名
2. 派 遣 先 の 数 : 22社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 10,112円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 7,833円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金の他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.5%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 北広島町事務所

〒731-1533 広島県山県郡北広島町有田1495番地1

電話 : 0826-72-8421

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 54名
2. 派 遣 先 の 数 : 13社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 11,850円 (1日8時間あたり)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 9,193円 (1日8時間あたり)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 22.4%
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就業に必要な各種技能講習等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 世羅町事務所

〒722-1121 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地3

電話：0847-22-5160

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合では、受託事業に加え、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要

1. 派 遣 労 働 者 の 数 : 5 名
2. 派 遣 先 の 数 : 1 社
3. 派 遣 料 金 の 平 均 額 : 1 1, 6 1 6 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
4. 派 遣 会 員 の 賃 金 の 平 均 額 : 8, 9 5 7 円 (1 日 8 時 間 あ た り)
(労働基準法に定める賃金であり、基本賃金その他、各種手当等を含みます。)
5. マ ー ジ ン 率 : 2 2. 9 %
6. 教 育 訓 練 に 関 す る 事 項 : 就 業 に 必 要 な 各 種 技 能 講 習 等
7. そ の 他 の 事 項
 - ・ 労災保険、有給休暇
 - ・ 指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
 - ・ 健康保険・厚生年金・雇用保険
原則として適用なし(臨時的かつ短期的な就業であるため)
※但し、加入基準を満たす場合は適用します。

以 上

派遣元事業主

実施事業所 公益社団法人 広島県シルバー人材センター連合会 神石高原町事務所

〒720-1812 広島県神石郡神石高原町油木乙2016番地2

電話：0847-89-0121